

日本臨床微生物学会
Young Challenger Award 規程

第1条 本賞は「日本臨床微生物学会 Young Challenger Award」と称する。

第2条 本賞は、臨床における各種感染症に対する活動及び研究等において、独創性（ユニークさ）や挑戦性（チャレンジング）のある取り組みなどにより、社会・医療機関・患者等に大きく貢献した本学会会員とする。

第3条 本賞は、賞状ならびに副賞（賞金）よりなり、副賞として授与する賞金は公益財団法人シオノギ感染症研究振興財団からの支援を用いて本学会の会計よりこれに充てる。

第4条 本賞は、本学会総会・学術集会において（理事長より）授与されるものとする。（受賞者は総会・学術集会で活動および研究等の成果を発表する）

第5条 受賞の対象となる者は、本学会員かつ YCA 表彰の学会総会開催年の1月1日時点で40歳未満のものとする。受賞の対象となる活動及び研究等は、独創性（ユニークさ）、挑戦性（チャレンジング）ならびに貢献度（社会・医療機関・患者等）の観点から選考される。

第6条 申請書の正式な提出期限は本学会のホームページに掲載する。
受賞者は提出された申請書をもとに学術奨励賞委員会において選考され、理事会において決定される。

（学術奨励賞委員会の委員は役員改選年度の3月理事会において任免され、任期は2年とする。）

第7条 本賞に関する事務局は、日本臨床微生物学会事務局とする。

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附則 この規程は、2025年7月15日から施行する。